

(令和3年10月19日)見積書提出依頼

件名	令和3年度平良港湾事務所庁舎建築物法定点検業務
数量等	別紙のとおり
履行期限	契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 平良港湾事務所 総務課
見積書提出期限	令和3年10月26日 13時30分
担当	沖縄総合事務局 平良港湾事務所 総務課 総務係 與儀 TEL 0980-72-4673 内線213 FAX 0980-73-8806
	<ol style="list-style-type: none">1 本見積書提出依頼は別添オープンカウンター方式試行要領に基づいて実施するものです。2 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜)を見積書に記載して下さい。3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。4 完了払とします。5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。6 契約金額が50万円を超える場合は、請書の提出が必要となります。7 見積書の件名を上記の件名と合わせてください。8 宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局平良港湾事務所長 與那覇 健次」とご記入ください。9 見積書は任意様式でご提出願います。(原本の提出をお願いします。)10 日付欄には、見積書の提出日をご記入ください。11 見積書には代表者の記名・押印をお願いします。(社印のみは無効とします)12 落札結果は、提出期限日に、落札者へのみ電話にてお知らせ致します。13 仕様書等に関する質問等については、上記担当者にお問い合わせ致します。 質問受付締切時間: 見積書提出期限の前日の15時

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局平良港湾事務所

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一(2)の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一(2)の但書の「の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者
- 二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領(平成13年1月6日付け国官会第22号)」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手 続)

第4条 毎週火曜日又は木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日又は木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日と木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAXとする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見 積 書 の 無 効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

建築物点検業務委託仕様書

1. 業務名：令和3年度平良港湾事務所庁舎建築物法定点検業務

2. 履行場所：沖縄県宮古島市平良字西里7-21 平良港湾事務所

3. 履行期間：契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

4. 業務内容

建築基準法第12条、官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検を行う。

(点検項目の詳細は別紙1の「建築物点検業務 業務内容区分表」による。また、点検を行う部位、設備の種類、数量等は別に添付する図面、機器台帳等による。)

5. 点検対象施設概要

施設名：平良港湾事務所庁舎 (別紙1による)

敷地面積： ㎡ 構造： 造 竣工年月：令和 年 月

建築面積： ㎡ 階数： 階

延べ面積： ㎡ 用途：

6. 報告書

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ監督職員と協議して定めた日に施設管理担当者へ提出することにより行う。(ただし、緊急性のあるものは速やかに報告する。)

報告書の様式は、「国の機関の建築物の点検確認ガイドライン (平成29年度版)」等を参考に作成する。

7. 一般事項

(1) 用語の定義

本業務委託仕様書において使用する用語は関係法令等による。

なお、本仕様書中の法令等の名称は以下のように省略する。

[建築基準法関係]

- ・「建築基準法」を『建基法』とする。
- ・「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号)を『告示第282号』とする。

- ・「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）を『告示第 285 号』とする。
- ・「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）を『告示第 723 号』とする。

[官公庁施設の建設等に関する法律関係]

- ・「官公庁施設の建設等に関する法律」を『官公法』とする。
- ・「国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件」（平成二十年国土交通省告示第千三百五十号）を『告示第 1350 号』とする。
- ・「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件」（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）を『告示第 1351 号』とする。

(2) 契約図書の優先順位

本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②③④の順番とし、これにより難しい場合は(6)「疑義に対する協議等」による。

- ① 契約書（請書）
- ② 質問回答書
- ③ 現場説明書
- ④ 本業務委託仕様書

(3) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(4) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、施設管理担当者の指示に従い修復する。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

また、受注者（点検実施者）は、事前に施設管理担当者と機器等の起動・復旧等について打合せを行うとともに、点検を行う前に初期の状態を記録し、点検が終了した後、操作した部位を定位置に必ず戻して記録と合わせて確認し、機能が十分発揮できるようにしておくこと。なお、その際には施設管理担当者の確認を得ること。

(5) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6) 疑義に対する協議等

- ① 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議する。

② ①の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

③ ①の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は記録を整備する。

(7) 守秘義務

発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本業務履行に当たる受注者の使用人及び再委託等の相手方となる者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(8) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

8. 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務責任者氏名、点検実施者氏名、点検実施者に必要な資格者証等の写し、その他必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務において施設管理担当者の承諾を受けた場合この限りではない。

9. 業務担当者

(1) 建基法第12条又は官公法第12条に基づく点検を実施する者は、必要な資格を有し、業務の適正な履行が可能な者とする。

(2) 点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

10. 施設管理担当者の立会い

点検の実施に際しては、施設管理担当者が立会うことがある。また、業務責任者等から施設管理担当者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

11. 業務条件

点検業務の実施時間帯は、次のとおりとする。なお、実施日は施設管理担当者との協議による。

① 平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝日を除く))

__ 9 時 __ 0 0 分 ～ __ 1 7 時 __ 0 0 分

12. 建物内施設等の利用

業務を実施するため、次に示す共用施設等を利用することができる。(□に✓が付記された項目)

一般共用施設

13. 駐車場の利用

施設内の駐車場の利用は次による。(□に✓が付記された項目が適用)

利用できる

利用できない(ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)

14. 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1) 契約書 (請書)、業務委託仕様書

(2) 業務計画書、報告書等 (報告概要書、点検結果表、関係写真等)

建築物点検業務 点検対象施設一覧表

(別紙1)

点検対象施設概要	点検対象施設名	平良港湾事務所
	住所	沖縄県宮古島市平良字西里7-21
	棟名	庁舎
	敷地面積 (㎡)	1,683(借上)
	構造	RC
	竣工年月	S63.09
	建築面積 (㎡)	281.01
	階数 (地上)	2
	階数 (地下)	0
	延べ面積 (㎡)	598.73
用途	事務所	

建築物点検業務 業務内容区分表

根拠法令等	点検部位	実施する点検内容の詳細 (点検対象施設欄の下に○印等がある項目の点検を行う)	点検対象施設
			平良港湾事務所
			庁舎
第1項・第21条の点検	敷地年造及び1階	平成20年国土交通省告示第1350号の点検を実施する。 (常時閉鎖している防火扉等の点検を含む) ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。	
	1階年設に備	平成20年国土交通省告示第1351号 別表第1から別表第4の点検を実施する。 (防火ダンバーを含む)	○
	1階年設に備	平成20年国土交通省告示第1351号 別表第5による点検を実施する。	
建基法第41条第2項の点検	敷地年造及び1階	平成20年国土交通省告示第282号の点検を実施する。 (常時閉鎖している防火扉等の点検を含む) ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。	
	1階年原備築に則	平成20年国土交通省告示第285号の点検を実施する。 (防火ダンバーを含む)	
	1階年防火設に1	平成28年国土交通省告示第723号による点検を実施する。	

貸与資料等

貸与資料等の種別 (点検対象施設欄の下に○印等がある項目の資料の貸与又は閲覧ができる)		点検対象施設	
		庁舎	
諸官庁提出書類控え	確認申請(写)、計画通知(写)、検査済証(写)		
	官公署届出書類一覧表		
	消防関係設置届等		
	事業用電気工作物保安規程		
	その他		
図書類	完成図(系統図、機器表等)		
	機器完成図		
	設備台帳		
	その他		
点検・検査記録関係	建基法12条又は官公法12条に基づく点検	特定建築物等点検記録(前回年月)	○(R3.2)
		建築設備定期点検記録(前回年月)	○(R3.2)
		防火設備定期点検記録(前回年月)	
		昇降機定期検査記録(前回年月)	
	消防設備点検	自動火災報知設備(前回年月)	
		排煙設備(前回年月)	
		自家発電設備(前回年月)	
		蓄電池設備(前回年月)	
	電気設備点検等	受変電設備(前回年月)	
		自家発電設備(前回年月)	
		蓄電池設備(前回年月)	
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく測定等	空気環境測定	
		貯水槽	
		排水設備	
	人事院規則に基づく検査等	空気環境測定	
		換気設備	
		照明設備	
		昇降機性能検査記録	
	その他	建築物石綿含有建材調査者による調査報告書	
		建基法68条関係認定書等	
免震建物点検技術者等による点検報告書			
膜構造建築物定期点検の有資格者等による点検報告書			
貯水槽			
その他	使用前自主検査記録		
	定期自主検査記録		
	設備台帳		
	事故・修繕・更新記録		
	その他		
備考	上記の資料は業務の実施に先立ち、必要に応じ貸与する。 ()：前回点検年月を示す。 なお、発注者が請求した場合、または業務終了時には速やかに返却する。 また、施設管理担当者に無断で複写、配布等してはならない。		

報告書関係一覧表

(別紙2)

点検区分	報告関係書類の名称	様式番号等	備考
敷地及び構造	報告書	第三十六号の二様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の三様式	建築基準法施行規則 別記様式
	調査結果表	別記	告示第282号による
	調査結果図	別添1様式	告示第282号による
	関係写真	別添2様式	告示第282号による
建築設備	報告書	第三十六号の六様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の七様式	建築基準法施行規則 別記様式
	検査結果表	別記第一号(換気設備) 別記第二号(排煙設備) 別記第三号(非常用の照明装置) 別記第四号(給水設備及び排水設備)	告示第285号による
	評価表 測定表 記録表	別表1 換気状況評価表 別表2 換気風量測定表 別表3 排煙風量測定記録表 別表3-2 排煙風量測定記録表 給気式(特殊な構造の排煙設備) 別表3-3 排煙風量測定記録表 加圧式(加圧防排煙設備) 別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (給排水の記録表等はない)	告示第285号による
	検査結果図	(なし)	
	関係写真	別添様式	告示第285号による
防火設備	報告書	第三十六号の八様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の九様式	建築基準法施行規則 別記様式
	検査結果表	別記第一号(防火扉) 別記第二号(防火シャッター) 別記第三号(耐火クロススクリーン) 別記第四号(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)	告示第723号による
	検査結果図	別添1様式	告示第723号による
	関係写真	別添2様式	告示第723号による

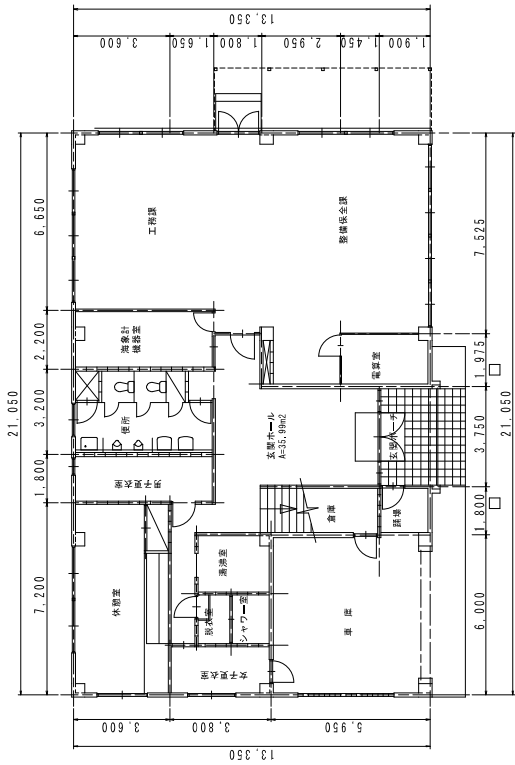
注記：

- ・ 国家機関の建築物においては特定行政庁への報告義務はない。
 - ・ 報告書、報告概要書、結果表以外は必要に応じて作成すること。
 - ・ 官公法12条に基づく点検の報告書は、建基法12条に基づく報告書等に準じて作成する。
- なお、「結果表」に必要な項目は、各別記様式の外(右側の枠)に記載した項目を参考に記載することで足りる。

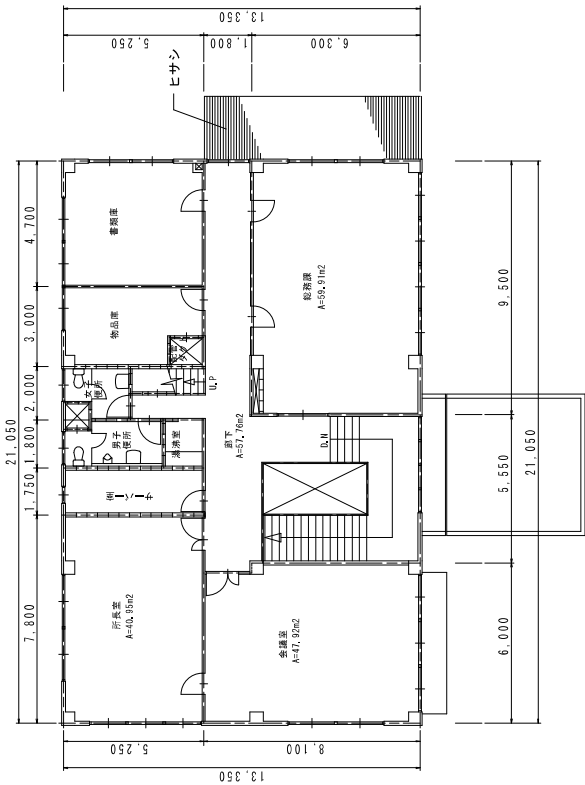
庁舎平面図

S=1/100

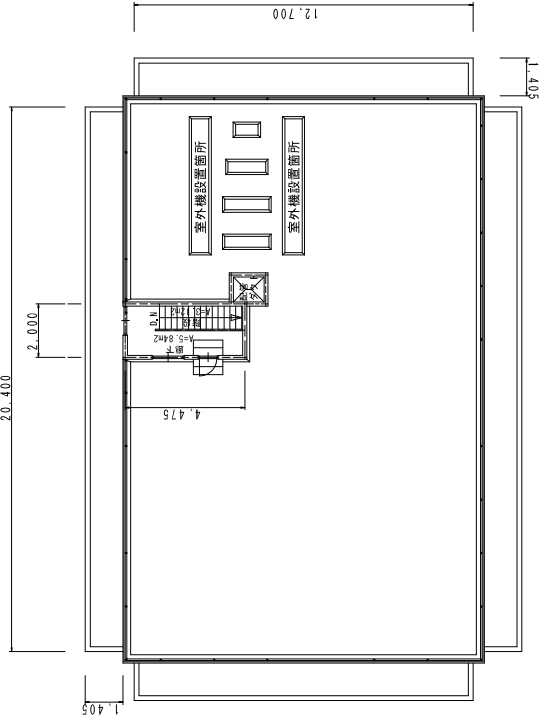
1階平面図



2階平面図



R階平面図



年度	平成28年度	図面番号	
工事名	庁舎平面図		
図面名	庁舎平面図		
縮尺	図示	単位	mm
設計年月日	平成28年7月	総数	
沖野建設株式会社 平良建設部			

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書
建築設備等（昇降機を除く。）
（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【 1 . 所有者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】

【 ロ . 氏 名 】

【 ハ . 郵便番号 】

【 ニ . 住 所 】

【 ホ . 電話番号 】

【 2 . 管理者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】

【 ロ . 氏 名 】

【 ハ . 郵便番号 】

【 ニ . 住 所 】

【 ホ . 電話番号 】

【 3 . 報告対象建築物 】

【 イ . 所在地 】

【 ロ . 名称のフリガナ 】

【 ハ . 名 称 】

【 ニ . 用 途 】

【 4 . 検査による指摘の概要 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり （ 既存不適格 ） 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 （平成 年 月改善予定） 無

【 ニ . その他特記事項 】

※ 受付欄	※ 特記欄	※ 整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階 数 】 地上.....階 地下.....階

【 ロ . 建築面積 】m²

【 ハ . 延べ面積 】m²

【 ニ . 検査対象建築設備 】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 昭和・平成 年 月 日 第.....号

【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 (.....)

【 ハ . 検査済証交付年月日 】 昭和・平成 年 月 日 第.....号

【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 (.....)

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 平成.....年.....月.....日実施 未実施

【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成.....年.....月.....日報告) 未実施

【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

【 4 . 換気設備の検査者 】

(代表となる検査者)

【 イ . 資 格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
建築設備検査員 第.....号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】 (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

(その他の検査者)

【 イ . 資 格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
建築設備検査員 第.....号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】 (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

【 5 . 換気設備の概要 】

【 イ . 無窓居室 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)

中央管理方式の空気調和設備 (.....系統.....室)

その他 (.....系統.....室) 無

【 ロ . 火気使用室 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)

その他 (.....系統.....室) 無

【 ハ . 居室等 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)

中央管理方式の空気調和設備 (.....系統.....室)

その他 (.....系統.....室) 無

【 ニ . 空気調和設備・冷暖房設備 】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 (.....)

【 ホ . 防火ダンパーの有無 】 有 無

【 6 . 換気設備の検査の状況 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 (平成.....年.....月に改善予定) 無

【 7 . 換気設備の不具合の発生状況 】

【 イ . 不 具 合 】 有 無

【 ロ . 不具合記録 】 有 無

【 ハ . 改善の状況 】 実施済 改善予定 (平成.....年.....月に改善予定) 予定なし

【 8 . 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【 9 . 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】

蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【 10 . 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】有 (平成 年 月に改善予定) 無

【 11 . 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】有 無

【ロ. 不具合記録】有 無

【ハ. 改善の状況】実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【 12 . 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【 13. 非常用の照明装置の概要 】

- 【 イ. 照明器具 】 白熱灯 (.....灯) 蛍光灯 (.....灯) その他 (.....灯)
- 【 ロ. 予備電源 】 蓄電池 (内蔵形) (居室.....灯、廊下.....灯、階段.....灯)
- 蓄電池 (別置形) (居室.....灯、廊下.....灯、階段.....灯)
- 自家用発電装置 (居室.....灯、廊下.....灯、階段.....灯)
- 蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室.....灯、廊下.....灯、階段.....灯)
- 無

【 14. 非常用の照明装置の検査の状況 】

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】
- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (平成.....年.....月に改善予定) 無

【 15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況 】

- 【 イ. 不具合 】 有 無
- 【 ロ. 不具合記録 】 有 無
- 【 ハ. 改善の状況 】 実施済 改善予定 (平成.....年.....月に改善予定) 予定なし

【 16. 給水設備及び排水設備の検査者 】

(代表となる検査者)

- 【 イ. 資格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
 建築設備検査員 第.....号
- 【 ロ. 氏名のフリガナ 】
- 【 ハ. 氏名 】
- 【 ニ. 勤務先 】
- (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号
- 【 ホ. 郵便番号 】
- 【 ヘ. 所在地 】
- 【 ト. 電話番号 】
- (その他の検査者)
- 【 イ. 資格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
 建築設備検査員 第.....号
- 【 ロ. 氏名のフリガナ 】
- 【 ハ. 氏名 】
- 【 ニ. 勤務先 】
- (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号
- 【 ホ. 郵便番号 】
- 【 ヘ. 所在地 】
- 【 ト. 電話番号 】

【 17. 給水設備及び排水設備の概要 】

- 【 イ. 飲料水の配管設備 】 給水タンク (.....基.....m³) 貯水タンク (.....基.....m³)
 その他 (.....)
- 【 ロ. 排水設備 】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
 排水再利用配管設備 その他 (.....)
- 【 ハ. 圧力タンクの有無 】 有 無
- 【 ニ. 給湯方式 】 局所式 中央式
- 【 ホ. 湯沸器 】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
 その他 (.....)

【 18. 給水設備及び排水設備の検査の状況 】

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】
- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (平成.....年.....月に改善予定) 無

【 19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況 】

- 【 イ. 不具合 】 有 無
- 【 ロ. 不具合記録 】 有 無
- 【 ハ. 改善の状況 】 実施済 改善予定 (平成.....年.....月に改善予定) 予定なし

【 20. 備考 】

建築設備に係る不具合等の状況

【 1 . 換気設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【 2 . 排煙設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【 3 . 非常用の照明装置 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【 4 . 給水設備及び排水設備 】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「二」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「二」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「二」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室(建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。)について、「ロ」は、同項に規定する室(同項に規定する特殊建築物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄の記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録があるときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が定められた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が定められた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
定期検査報告概要書
建築設備（昇降機を除く）

（第一面）

【 1 . 所有者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】

【 ロ . 氏 名 】

【 ハ . 郵便番号 】

【 ニ . 住 所 】

【 2 . 管理者 】

【 イ . 氏名のフリガナ 】

【 ロ . 氏 名 】

【 ハ . 郵便番号 】

【 ニ . 住 所 】

【 3 . 報告対象建築物 】

【 イ . 所 在 地 】

【 ロ . 名称のフリガナ 】

【 ハ . 名 称 】

【 ニ . 用 途 】

【 4 . 検査による指摘の概要 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり （ 既存不適格 ） 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 （平成 年 月改善予定） 無

【 ニ . その他特記事項 】

【 5 . 不具合の発生の状況 】

【 イ . 不 具 合 】 有 無

【 ロ . 不具合記録 】 有 無

【 ハ . 不具合の概要 】

【 ニ . 改善の状況 】 実施済 改善予定（平成 年 月に改善予定）

予定なし（理由： _____ ）

建築設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

- 【 イ . 階 数 】 地上.....階 地下.....階
【 ロ . 建築面積 】 m²
【 ハ . 延べ面積 】 m²
【 ニ . 検査対象建築設備 】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

- 【 イ . 確認済証交付年月日 】 昭和・平成 年 月 日 第.....号
【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 (.....)
【 ハ . 検査済証交付年月日 】 昭和・平成 年 月 日 第.....号
【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 (.....)

【 3 . 検査日等 】

- 【 イ . 今回の検査 】 平成.....年.....月.....日実施
【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成.....年.....月.....日報告) 未実施
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

【 4 . 換気設備の検査者 】

(代表となる検査者)

- 【 イ . 資 格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
建築設備検査員 第.....号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】

(.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

(その他の検査者)

- 【 イ . 資 格 】 (.....) 建築士 (.....) 登録第.....号
建築設備検査員 第.....号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】

(.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

【 5 . 換気設備の概要 】

- 【 イ . 無窓居室 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)
中央管理方式の空気調和設備 (.....系統.....室)
その他 (.....系統.....室) 無
【 ロ . 火気使用室 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)
その他 (.....系統.....室) 無
【 ハ . 居室等 】 自然換気設備 (.....系統.....室) 機械換気設備 (.....系統.....室)
中央管理方式の空気調和設備 (.....系統.....室)
その他 (.....系統.....室) 無
【 ニ . 空気調和設備・冷暖房設備 】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 (.....)
【 ホ . 防火ダンパーの有無 】 有 無

【 6 . 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【 7 . 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【 8 . 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【 9 . 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) その他 (灯)

【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

蓄電池 (別置形) ・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

無

【 10 . 給水設備及び排水設備の検査者 】

(代表となる検査者)

【 イ . 資 格 】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

(その他の検査者)

【 イ . 資 格 】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】

【 ハ . 氏 名 】

【 ニ . 勤 務 先 】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【 ホ . 郵便番号 】

【 ヘ . 所 在 地 】

【 ト . 電話番号 】

【 11 . 給水設備及び排水設備の概要 】

【 イ . 飲料水の配管設備 】 給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
 その他 ()

【 ロ . 排水設備 】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
 排水再利用配管設備 その他 ()

【 ハ . 圧力タンクの有無 】 有 無

【 ニ . 給湯方式 】 局所式 中央式

【 ホ . 湯沸器 】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
 その他 ()

【 12 . 備考 】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

検査結果表
(換気設備)

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号	官公法12条が求める点検項目			
			指摘なし	要正	既存不適格						
1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）											
(1)	機械換気設備	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況							×		
(2)			機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況						(一) ○	
(3)				各居室の給気口及び排気口の設置位置						×	
(4)				各居室の給気口及び排気口の取付けの状況						(二) ○	
(5)				風道の取付けの状況						(三) ○	
(6)				風道の材質						×	
(7)				給気機又は排気機の設置の状況						(四) ○	
(8)				換気扇による換気の状況						×	
(9)				機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量						(五) 要注意
(10)					中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						(六) ○
(11)	空気調和設備の設置の状況							(七) ○			
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況						(八) ○		
(13)			空気調和設備の運転の状況						(九) 要注意		
(14)			空気ろ過器の点検口						×		
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離						×		
(16)			空気調和設備の性能	各居室の温度						×	
(17)	各居室の相対湿度							×			
(18)	各居室の浮遊粉じん量							×			
(19)	各居室の一酸化炭素含有率							×			
(20)	各居室の二酸化炭素含有率							×			
(21)	各居室の気流							×			
2 換気設備を設けるべき調理室等											
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質							×		
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況							(一) ○		
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ							×		
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置							×		
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況							(二) ○		
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況							(三) ○		
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離							×		
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況							×		
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）							×		
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況							×		
(11)		換気扇による換気の状況							×		
(12)		給気機又は排気機の設置の状況							(四) ○		
(13)		機械換気設備の換気量							(五) 要注意		

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格		
3	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況					×
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					(一) ○
(3)		防火ダンパーの作動の状況					(二) ○
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					(三) ○
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					×
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					(四) ○
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					×
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					×
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					(五) ○
4	上記以外の検査項目等						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月			

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

【注意：対象の有無欄に点検対象物があれば○を記入して下さい。】

- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(排煙設備)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号	官公法12条が求める点検項目	
			指摘なし	要是正	既存不適格				
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等								
(1)	排煙機の 外観	排煙機の設置の状況						(一)	○
(2)		排煙風道との接続の状況						(二)	○
(3)		煙排出口の設置の状況							×
(4)		煙排出口の周囲の状況						(三)	○
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況							×
(6)	排煙機の 性能	排煙口の開放との運動起動の状況						(四)	○
(7)		作動の状況						(五)	○
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況						(六)	○
(9)		排煙機の排煙風量							×
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						(七)	○
(11)	排煙口 機械排煙設備の 排煙口の外観	排煙口の位置							×
(12)		排煙口の周囲の状況						(八)	○
(13)		排煙口の取付けの状況						(九)	○
(14)		手動開放装置の周囲の状況						(十)	○
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況							×
(16)	排煙口 機械排煙設備の 排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況						(十一)	○
(17)		排煙口の開放の状況						(十二)	○
(18)		排煙口の排煙風量							×
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						(十三)	○
(20)		煙感知器による作動の状況						(十四)	○
(21)	排煙風道 機械排煙設備の 排煙風道（隠蔽部分 及び埋設部分を除く。） 防火ダンパー（外 壁の開口部で延焼 のおそれのある部 分に設けるものを 除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況						(十五)	○
(22)		排煙風道の取付けの状況						(十六)	○
(23)		排煙風道の材質							×
(24)		防煙壁の貫通措置の状況						(十七)	○
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況						(十八)	○
(26)		防火ダンパーの取付けの状況						(十九)	○
(27)		防火ダンパーの作動の状況						(二十)	○
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況						(二十一)	○
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無							×
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ						(二十二)	○
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況							×
(32)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置							×
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況						(二十三)	○
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況						(二十四)	○

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(35)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	手動開放装置の周囲の状況					(二十五) ○
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況					×
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量					×
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					(二十六) ○
(39)		煙感知器による作動の状況					(二十七) ○
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況					(二十八) ○
(41)		給気風道の材質					×
(42)		給気風道の取付けの状況					(二十九) ○
(43)		防煙壁の貫通措置の状況					(三十) ○
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況					(三十一) ○
(45)		給気風道との接続の状況					(三十二) ○
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					(三十三) ○
(47)		作動の状況					(三十四) ○
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					(三十五) ○
(49)		給気送風機の給気風量					×
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					(三十六) ○
(51)		吸込口の設置位置					×
(52)		吸込口の周囲の状況					(三十七) ○
(53)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					×
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー							
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					(一) ○
(2)		給気口の周囲の状況					(二) ○
(3)	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況					(三) ○
(4)		排煙風道の取付けの状況					(四) ○
(5)		排煙風道の材質					×
(6)	給気口の外観	給気口の周囲の状況					(五) ○
(7)		給気口の取付けの状況					(六) ○
(8)		給気口の手動開放装置の設置の状況					(七) ○
(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況					×
(10)	加圧防排煙設備 給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況					(八) ○
(11)		給気口の開放の状況					(九) ○
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況					(十) ○
(13)		給気風道の取付けの状況					(十一) ○
(14)		給気風道の材質					×
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況					(十二) ○
(16)		給気風道との接続の状況					(十三) ○
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況					(十四) ○
(18)		給気送風機の作動の状況					(十五) ○

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号		
			指摘なし	要是正	既存不適格				
(19)	給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					(十六)	○	
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					(十七)	○	
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置						×	
(22)		吸込口の周囲の状況					(十八)	○	
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況						×	
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速						×	
(25)	加圧防排煙設備	空気逃し口の大きさ及び位置						×	
(26)		空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況					(十九)	○
(27)		空気逃し口の取付けの状況					(二十)	○	
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況					(二十一)	○	
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置						×	
(30)		圧力調整装置の周囲の状況					(二十二)	○	
(31)		圧力調整装置の取付けの状況					(二十三)	○	
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況					(二十四)	○	
3 令第126条の2第1項に規定する居室等									
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況					(一)	○	
(2)		手動降下装置による連動の状況					(二)	○	
(3)		煙感知器による連動の状況					(三)	○	
(4)		可動防煙壁の材質						×	
(5)		可動防煙壁の防煙区画					(四)	○	
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					(五)	○	
4 予備電源									
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					(一)	○	
(2)		発電機の発電容量						×	
(3)		発電機及び原動機の状況					(二)	○	
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					(三)	○	
(5)		始動用の空気槽の圧力					(四)	○	
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					(五)	○	
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況					(六)	○	
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					(七)	○	
(9)		自家用発電装置の取付けの状況					(八)	○	
(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)					(九)	○	
(11)		接地線の接続の状況					(十)	○	
(12)		絶縁抵抗						×	
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況					(十一)	○
(14)			始動の状況					(十二)	○
(15)			運転の状況					(十三)	○
(16)			排気の状況					(十四)	○
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					(十五)	○

番号	検査項目等		対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
				指摘なし	要正	既存不適格		
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外觀	直結エンジンの設置の状況					(十六) ○
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					(十七) ○
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					(十八) ○
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					(十九) ○
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況					(二十) ○
(23)			Vベルト					(二十一) ○
(24)			接地線の接続の状況					(二十二) ○
(25)			絶縁抵抗					×
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況					(二十三) ○	
5 上記以外の検査項目等								
特記事項								
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

【注意：対象の有無欄に点検対象物があれば○を記入して下さい。】

- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。
- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号							
	代表となる検査者									
		その他の検査者								
番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号	官公法12条が求める点検項目		
			指摘なし	要是正	既存不適格					
1 照明器具										
(1)	非常用の	使用電球、ランプ等						(一)	○	
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況							×	
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置										
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況						(一)	○	
(2)	照度	照度の状況							×	
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況							×	
(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）						(二)	○	
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置										
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）							×	
(2)		電気回路の接続の状況							×	
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況							×	
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）							×	
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況						(一)	○	
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況						(二)	○	
4 電池内蔵形の蓄電池										
(1)	配線及び	充電ランプの点灯の状況						(一)	○	
(2)	充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況							×	
5 電源別置形の蓄電池										
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					(一)	○	
(2)			蓄電池室の換気の状況					(二)	○	
(3)			蓄電池の設置の状況					(三)	○	
(4)	蓄電池	蓄電池の性能	電圧						×	
(5)			電解液比重						×	
(6)			電解液の温度						×	
(7)	蓄電池	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					(四)	○	
(8)			キュービクルの取付けの状況						(五)	○
6 自家用発電装置										
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					(一)	○	
(2)			発電機の発電容量							×
(3)			発電機及び原動機の状況						(二)	○
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況						(三)	○
(5)			始動用の空気槽の圧力						(四)	○
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況						(五)	○

番号	検査項目等		対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(7)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況					(六) ○
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					(七) ○
(9)			自家用発電装置の取付けの状況					(八) ○
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）					(九) ○
(11)			接地線の接続の状況					(十) ○
(12)			絶縁抵抗					×
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況					(十一) ○
(14)			始動の状況					(十二) ○
(15)			運転の状況					(十三) ○
(16)			排気の状況					(十四) ○
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					(十五) ○
7 上記以外の検査項目等								
特記事項								
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 【注意：対象の有無欄に点検対象物があれば○を記入して下さい。】**
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
 - ⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
 - ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(給水設備及び排水設備)

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号	官公法12条が求める点検項目	
			指摘なし	要正	既存不適合				
当該検査に関与した検査者		代表となる検査者	氏名		検査者番号				
		その他の検査者							
1 飲料用の配管設備及び排水設備									
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況						×	
(2)		配管の腐食及び漏水の状況						(一) ○	
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況						×	
(4)		継手類の取付けの状況						×	
(5)		保温措置の状況						×	
(6)		防火区画等の貫通措置の状況						×	
(7)		配管の支持金物						×	
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況						×	
(9)		止水弁の設置の状況						×	
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況						×	
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況						×	
2 飲料水の配管設備									
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。) 並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況						×	
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況						×	
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況						(一) ○	
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況						×	
(5)		給水ポンプの運転の状況						(二) ○	
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況						×	
(7)		給水タンク等の内部の状況						(三) ○	
(8)		給湯設備 (循環ポンプを含む。)	給湯設備 (ガス給湯器を除く。) の取付けの状況						(四) ○
(9)			ガス湯沸器の取付の状況						(五) ○
(10)			給湯設備の腐食及び漏水の状況						(六) ○
3 排水設備									
(1)	排水槽	排水槽のマンホール大きさ						×	
(2)		排水槽の通気の状況						×	
(3)		排水漏れの状況						(一) ○	
(4)		排水ポンプの設置の状況						(二) ○	
(5)		排水ポンプの運転の状況						(三) ○	
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況						×	
(7)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途						×	
(8)		雑用水給水栓の表示の状況						(四) ○	
(9)		配管の標識等						×	
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況						(五) ○	
(11)		消毒装置						(六) ○	

番号	検査項目等	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
			指摘なし	要正	既存不適格		
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況					
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況					
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況					
(15)	その他 排水管	公共下水道等への接続の状況					
(16)		雨水排水立て管の接続の状況					
(17)		排水の状況					
(18)		掃除口の取付けの状況					
(19)		雨水系統との接続の状況					
(20)		間接排水の状況					
(21)		通気管	通気開口部の状況				
(22)	通気管の状況						
4 上記以外の検査項目等							
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月			

(七)	○
	×
	×
	×
	×
(八)	○
	×
	×
(九)	○
	×
(十)	○

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 【注意：対象の有無欄に点検対象物があれば○を記入して下さい。】
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 要正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表 (A4)

測定年月日		測定機器メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量 (m³/h)	換気方式	換気設備機種名 *注1)	換気状況の評価 *注2)	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注 1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注 2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日			測定機器メーカー名			型式番号等		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量(m ³ /h)	開口面積(m ²)	測定風速(m/s)*注)	測定風量(m ³ /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) *注1)

測定年月日	測定機器メーカー名	型式番号等
1	排煙機系統 (機器番号等)	排煙機銘板表示
		排煙機の規定風量
		最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m^3/min

2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	排 煙 機					判 定
	排煙機(番号等)	排煙出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジンの切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

5	排煙系統図(排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3 - 2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日		測定機器メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統 (機器番号等)		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量)	
				m ³ /min	

2	排 煙 口						判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	給気送風機				判 定
	吸込口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ※注1	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

別表 3 - 3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m ³ /min

遮煙開口部・空気逃し口							判定
階	室名	空気逃し口の方式 *注1	測定排出風速 (m/s) *注2	規定排出風速 (m/s) *注3	算定式 *注3	遮煙開口部の高さ (m)	
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

3	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジンの切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図(給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

- 注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れる。
- 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
- ① $V=2.7\sqrt{H}$ ② $V=3.3\sqrt{H}$ ③ $V=3.8\sqrt{H}$
- 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日		測定機器メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)		判定
	階	部屋・廊下等			
白熱灯				(lx)	指摘なし・要是正
蛍光灯				(lx)	指摘なし・要是正
その他()				(lx)	指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 *注1)	光源の種類 *注2)	照度 (lx)

注1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
 注2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものであつては、(内)と付す。

別添様式 関係写真 (A4)

部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項

部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、検査の結果、「要是正」とされ、かつ「既存不適格」でない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入して下さい。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。